

ドイツにおける「いわゆるセクト」への対応

——連邦議会調査委員会報告書を中心として——

塩津 徹
(創価大学)

はじめに

いわゆるセクトの問題の現象形態と公的機関の対応は欧米においてもアメリカ、フランス、ドイツでは様相を異にする。そこには、一方では宗教の自由の保障を考慮しながらも、他方では現実に惹起される人権侵害に対処すべく、試行錯誤の葛藤が見られる。本稿では、この問題について特にドイツに焦点をあてて一九九八年に刊行された連邦議会調査委員会の「いわゆるセクトおよびサイコグループに関する報告」⁽¹⁾(以下、「報告書」)を中心に取り上げる。

ドイツ社会においては伝統的なユダヤ教、キリスト教、そして、数多くの外国人労働者が信仰するイスラム教以外の新しい宗教はセクトと呼ばれ、セクトの言葉には社会的に否定的な意味が込められてきた。実際、一部のいわゆるセクトによって社会的摩擦や人権侵害が惹起されているが、他方では、ボン基本法四条は当然のことながら彼らに対しても宗教の自由を保障しており、公的対応としてはこの両者を考慮せざるをえない。

いわゆるセクトの問題が社会現象として市民の注目を集め、多くの紛争が生ずるにともない州政府、連邦議会、連邦政府、各レベルの裁判所等、様々な公的機関が個々に対応してきたが問題解決には十分とはいえなかった。そ

こで、個別的な対応ではなく、より総合的にいわゆるセクトの問題に関する議論が求められたのである。そして、連邦議会において調査委員会が設立され、論議された結果、「報告書」としてまとめられたのである。

「報告書」の基本的な視点は、冒頭に掲載された調査委員会委員長の序文に端的に見られる。その一部を要約すると「調査委員会の目的は、特定の宗教団体や宗教的信念を審査することにあるのではない。セクトの言葉は否定的意味を持つので使用しない。宗教的多元主義はドイツ社会の特徴であつて、政府は個人の宗教的選択を尊重し、違法行為、基本権の侵害等があつた場合に関与する」としている。

これを見る限りドイツにおけるいわゆるセクトに対する公的な対応は、単にセクトを抑制、排除をするのではなく、宗教的少数者として受容する面もうかがわれるのである。本稿では、「報告書」の序文に明らかにされたような視点が十分に貫かれているのか、そして、提示された公的対応がどのような分析と議論の上から導かれたのか、また、それらが欧米の各国の場合とどのように異なるのかを中心に検証してみたい。²⁾

(一) 調査委員会の活動

① 経過と委員会の構成

「報告書」発刊に至る経過は次の通りである。一九九六年五月九日に連邦議会において「いわゆるセクトおよびサイコグループ」に関する調査委員会が設立されている。ドイツ連邦議会において、調査委員会の設立には議員の四分の一の同意を必要とする。調査委員会は議員と各分野の専門家から構成され、議会と学問の分野におけるそれぞれの経験をいかすものであり、議員と学識者・専門家は委員として同格であるとされている。

本調査委員会の活動としては、計四十九回の会議を重ね、最終的に一九九八年五月二十八日に「報告書」が採択された。調査委員会は十二名の議員とそれと同数の専門家で構成されている。専門家としては法学、宗教学、教育学、神学の研究者がおり、その他には裁判官、新・旧両派のキリスト教会関係者、この問題に携わってきた州内務省関係者が含まれている。

調査委員会には他にも活動を補助する専門家もおり、学問的な面からの検証が充実していることをうかがわせる。また、調査委員会設立時においては「いわゆるセクト」という表現が使用されている点も配慮がうかがえる。ただ、いわゆるセクトと対立するキリスト教会関係者が委員に入っていることは公平性の点から疑問とされなくはない。もともと、ドイツ社会のキリスト教的伝統を考えれば当然ともいえる。

② 委員会の活動の内容

調査委員会は活動の目標として、(イ)ドイツ国内で活動しているいわゆるセクトとサイコグループの目的および活動の分析。(ロ)いわゆるセクトとサイコグループに加入した理由および組織の発展の理由の発見。(ハ)組織構成員時および脱会時に惹起される問題の検証。(ニ)公的機関の行動のための勧告、の四つの項目をあげた。

以上の目標の下での調査委員会の具体的活動の内容は多岐にわたる。主な活動としては、非公開のヒアリング、公開のヒアリング、アメリカへの委員の派遣、調査・研究の委託の四つの内容に分けられる。アメリカへの委員の派遣は他の箇所で触れることにして、ここでは他の三つの内容について簡単に紹介することにする。

非公開のヒアリングでは各政党、キリスト教会、民間のカウンセリングセンター、いわゆるセクト・サイコグループの関係者、また、グループからの脱会者、連邦憲法擁護庁の関係者、労働法・社会保障法・医療の専門家等が証

言に応じている。ただし、いわゆるセクト・サイコグループの中には出席を拒否もしくは出席しても証言を拒否する例もあった。

次に公開のヒアリングとして、「新宗教・イデオロギー団体への対応に関する憲法上の背景」、「いわゆるセクト・サイコグループ内の青少年の状況」、「いわゆるセクト・サイコグループと国際的関連」等のテーマで開かれた。そして、調査・研究の委託の内容としては、世論調査、新宗教信者の個人史、宗教的依存・カウンセリングの研究等である。

このように公的機関の一方的調査にとどまることなく、各グループの意見を聴取し、かつ専門家の見解をふまえるなど「報告書」作成の手續きにおいては公平性、客観性が考慮されていると思える。そこで問題は内容であるが以下ではその検証のためにセクトの用語法、社会的背景の分析、情報とカウンセリングの必要性、特に優先すべき問題の分析、法的問題、意見および勧告のテーマに整理して考察する。

(二) セクトの用語法

①セクトとサイコグループの言葉

調査委員会委員長の序文にあるように、結論としてセクトの言葉を使用しないこととなった。「報告書」ではそこに至るまでの経過が詳しく述べられているが、様々な学問的観点から詳細な議論がされている。ともすると、市民の感情的な反応、それを受けての政治的な対応が行われがちなこの問題について学問的観点からセクトの用語法を検討を始めているところに調査委員会の姿勢がうかがえる。

「報告書」では、セクトの言葉は歴史的には反教會的な意味に使われ、時にはセクトとされた人々は死刑に処されるほどの否定的意味が込められたことが明らかにされている。今日でも市民の日常的な用語法では「新宗教」を指すものとされて紛争と結び付けられ、社会科学におけるセクトの理解もまた紛争と関連づけられていることが示されている。いずれにせよ、セクトの言葉はドイツ社会では否定的な意味で使われてきたのである。

また、「報告書」ではこれまでもしばしば示されてきたようにセクトと区別されたサイコグループの存在があげられている。調査委員会によれば、サイコグループとは精神医学の専門家ではなく、公的保健機関以外でカウンセリングや人生相談、人格發展のための精神的・擬似精神的アドバイスをするグループであるとされている。

サイコグループは伝統的なセラピー、秘儀、時には機械など多様な方法を用いる。そして、サイコグループは場合によっては宗教的色彩を持つ形で展開することもある。たとえば、初めは供給者と不特定の消費者の関係のような商業的なカウンセリング(Psychomarkt)から、次第に供給者の周りに特定の消費者が固定化する(Psychogruppe)プロセスが明らかにされている。最後にはカウンセラーの中心者がいわば教祖的な役割を果たすサイコカルト(Psychokult)の形成があることが述べられている。

このようなサイコグループは「心理集団」、「精神団体」とも訳されるが、我が国ではいまだ本格的に議論されていない。ただ、先にあげた宗教的展開のプロセスは我が国の「ライフ・スペース」の問題にあてはまるとも思える。「ライフ・スペース」も不特定の関係である商業的なカウンセリングから始まって、次第に特定の関係を持つ集団へ、最後にはカルト的な集団の形成というプロセスを経ており、「報告書」の記述に類似する。

② 公的機関の対応

調査委員会は、いわゆるセクトおよびサイコグループ（以下では、便宜的に当該グループとする）の一部が実際に紛争を生じさせていること、市民の日常的用語法や社会科学の用語法においても当該グループ対してセクトの名称を付与してきたことを分析している。しかし、注目すべきは当該グループを全く社会的に否定的に扱うべき存在であるとは判断していない点である。

調査委員会は、確かに当該グループが独自の価値観を持つために伝統的な文化、価値観、ライフスタイルと摩擦を起こし、紛争となることを認めている。ただし、当該グループによる伝統的なものへの批判のすべてが危険とはいえ、社会の活性化、再生化のためには不可欠であるとしている。いいかえれば、当該グループの存在を全く否定するのではなく、むしろ、評価する面もあることを認めているのである。

したがって、当該グループの主張、活動内容が時には社会の再生化に貢献すると認める以上、全否定的な意味で使われてきたセクトの言葉は当然、使われるべきではないことになる。「報告書」では、セクトの言葉は宗教の自由を制限する危険性がある以上、公的機関では使用しないことを明言する。それゆえに、今後は、現象を中立的に記述するために新宗教団体、イデオロギー（世界観）団体、サイコグループと呼ぶとしている。

ところで、ドイツ憲法における特色の一つとして、世界観、世界観団体の自由の保障があげられる。現行のボン基本法四条においては宗教と並んで世界観の自由が保障され、また、ボン基本法に編入されたワイマール憲法一三七条は宗教団体と世界観団体は同様に扱われることを規定している。⁽⁴⁾ 調査委員会もこれにそって（新）宗教団体と世界観団体を区別しているが、更にサイコグループを別に設定している点にも特色がある。

（三）社会的背景の分析

① グループの進出の社会的背景

先に調査委員会が活動の一環として各種の調査・研究の委託を行ったことは既に述べたが、社会的背景の分析のかなりの部分がこの調査・研究の委託によつて得られた資料に基づくものである。分析は詳細でかつ広い領域にわたつており、ここではすべてを紹介することは不可能であるのでいくつかの事項を抜き出して見てみる。

「報告書」では、当該グループに所属する市民の比率を世論調査に基づいて推定している。世論調査では回答者の〇・五パーセントが構成員(Mitglied)か信奉者(Anhänger)であり、活動の周辺にいと答えた者は〇・七パーセントであるとされている。ただ、調査委員会は、当該グループの構成員やその影響者は数的には少ないとしても、質的には社会的問題を生じさせている点で重要であるとする。

そして、社会的背景に関しては、伝統的社會の変化を一つの要因としてあげている。それは社会における「個人化」であり、伝統的な家族・地域・社会的絆の緩みによつて個人の選択の幅が広がり不安も増幅したことである。他の要因としては世俗化であり、市民のキリスト教的意識の低下である。旧西ドイツでは五十パーセント、旧東ドイツでは八十パーセントの人々が「非宗教的」と回答した世論調査の結果が示されている。

そして、この箇所興味深いのは、このような社会の変化に対する伝統的なキリスト教会と当該グループの対応の相違である。ドイツ社会で拡大する失業や社会不安状況において伝統的なキリスト教会は市民に対して十分な対応をしてこなかったのに比して、当該グループは「人生の意味」を提示し、独自のライフカウンスリングを行い、「人格発展の機会」の提供を行い、人々を引き付けてきたことを「報告書」は述べているのである。

② 当該グループへの対応

「報告書」では当該グループの存在が顕在化してくると同時に様々な対応が示されてきたことを述べる。当該グループは当初、青年層を中心として広まったことから「青年宗教」⁽⁵⁾と呼ばれた。当該グループに対しては、これまでに基本的にはキリスト教会、親のグループや個人が対応してきたこと、また、メディアの反応は、センセーショナルな批判的な対応であつて、当該グループを正確に知る有用な情報に乏しいと説明している。

他方、連邦政府は、パンフレットを発行し、いくつかの州では情報収集や市民への情報提供のためのセンターを設立した。ただ、調査委員会は、政府が民間からの情報に依存してきた点を反省しており、政府自らが積極的に対処すべきであると指摘している。そこで、調査委員会は改めて各政党、キリスト教会、ユダヤ教会、労働組合、その他にもスポーツ団体、マスメディア、経営者団体と当該グループから意見を聴取している。

各政党ともにサイエントロジーの会員は黨員にすべきではないとの否定的な見解を明らかにしている。カトリック教会は伝統的なキリスト思想が人々の生活にアピールしなくなつたことを認め、プロテスタント教会はこの問題に関して消費者保護の観点からの対処の必要性を訴えるとともに、当該グループへの批判が宗教全般への批判とならないかの懸念を表明している。

また、ユダヤ教会は、サイエントロジーが自分たちへの非難はナチス時代のユダヤ教徒に対するものと同じであると主張していることに強く反対している(これまで、度々登場してきたサイエントロジーは「報告書」でも最も警戒された団体であり、その教義内容に関心が持たれるが、ここではその詳しい教義を説明する余裕はない)⁽⁶⁾。

他方、当該グループからの意見としては、公的生活の面よりも日常生活においては差別されていること、自らはセクトではないこと、セクトの言葉はキリスト教会によって使用されていること、調査委員会の中にキリスト教関

保者がいることなどへの批判が出されている。更に、マスメディアの情報は不正確であること、政府のいわゆるセクトに関する報告への批判も寄せられたことが明らかにされている。

「報告書」では引き続き当該グループの構造、活動と目的が個々に検討されている。その中にはサイコグループをはじめ我が国にはなじみのないオカルティズム、サタニズムも取りあげられ、入会や脱会の分析も行われている。そして、(一)②で述べたように調査委員会は非公開のヒアリングにおいて関係者の意見を詳しく聴取しており、そこに調査の手続きの公正さが見られ、研究と調査の委託も客観的な分析に寄与していると思える。

(四) 情報とカウンセリングの必要性

① 政府の対応

ここでは、当該グループに対する具体的な対応が検討されている。これまでの当該グループへの対応が不十分であったことが明らかになった以上、その対処が改めて考えられなければならない。「報告書」では後で見られるように当然、法的措置も考慮されたが、それは別に情報とカウンセリングの必要性が強調されていることが注目される。ただ、これまで中心となってきた民間団体の活動の限界性が指摘されるとともに政府の活動の拡大と充実の方向性が示唆されている。

政府の対応としては、情報とカウンセリングの面においても、一方的に当該グループを断罪するのではなく、あくまでも宗教的中立性を保ちつつ、かつ当該グループによつて惹起される基本権の侵害にも対処しなくてはならないという基本的姿勢が示されている。政府としてはこれまでこの問題に関しては連邦家族問題・高齢者・女性・青

少年省が担当し、パンフレットを発行し、市民に情報を提供してきた。⁽¹⁾

また、一九九三年には連邦行政庁内に「青年セクトおよびサイコグループ」の部門を設置したが、これは政府の各機関に情報を提供する限定されたものであった。そして、各州においても担当部局の設置と情報の発信がなされ、連邦政府と州政府との情報交換、この問題を扱う民間団体へ政府が財政援助を行うなどをしてきたが、これらの対応も個別的で包括的なものではなかったとの反省が「報告書」には見られる。

そして、連邦政府による当該グループに関するパンフレットの配布については、パンフレットに掲載されたグループから宗教の自由の侵害を理由とする訴訟を提起されたが、連邦憲法裁判所はこれを認めなかった。また、反セクト的な性格を有する民間団体への連邦政府の資金援助についても同様な訴訟が起されたが、この訴えは連邦行政裁判所によって認められている。この二つの訴訟については(六)の法的问题の項で改めて触れる。

② 民間団体の情報とカウンセリングの限界

当該グループに対しては、これまでは政府よりも民間団体によって対応がなされてきたことは既に述べた。一口に民間団体といっても、正確に言えば、親、関係する個人、教会と民間情報団体等、様々である。そして、民間団体の活動は主として情報収集・提供とカウンセリングであった。しかし、「報告書」は、専門家によるレポートを踏まえ、これらの活動の必要性は更に増大することを認めつつも限界があることを指摘している。

その限界とは、質的な問題である。一つには、情報やカウンセリングなどの活動が個人、個人の団体、教会によつて個別的に行われており、経験的であり、理論的な認識に欠けていることがあげられ、二つにはこれらの活動主体が当該グループに対して批判的であることからアプローチの不偏性、公平性の面において問題があることが指

摘されている。

したがって、調査委員会は民間団体の情報やカウンセリングの質的向上に加え、情報・教育とカウンセリングと仲裁のトライアングルの重要性を示唆している。この中で仲裁は他の分野でも紛争解決において成功しており、この問題でも改めてその有効性が指摘されている。そして、政府は、個々の民間団体の活動の限界を克服するためにネットワークの形成とその中核となる公法上の財団の設立を求められている。

また、現状では学校において宗教教育の時間が設けられているが、主としてカトリック、プロテスタントの宗派教育を授業時間内に行うものであって(州によって放課後にイスラム教の宗教教育が認められている)、当該グループに関する一般的な宗教教育はなかった。そこで、「報告書」では学校教育における当該グループに関する教育の拡大、大学における研究と教育の拡大が提案されている。

(五) 特に優先すべき問題の分析

調査委員会は特に優先すべき問題としていくつかの事項を取り上げているが、ここではそれらの問題を整理し、他国の公的対応との比較、サイエントロジーの国際的関連、その他の問題として取り上げる。また、「報告書」では法的问题もここに含まれているが、本稿では特に別項に分けて検討してみることにする。

① 他国の公的対応との比較

調査委員会は、外国の政府・議会の報告書、外国の学者からのヒアリングなどからヨーロッパ各国、アメリカの

現状、政府・議会の対応を詳細に検討しており、各国の対応との共通点と相違点も明らかにしている。そして、この問題が欧米共通の現象であり、当該グループが国際的組織であることが多いことから国際協力が必要であると指摘している。

「報告書」は、まず、当該グループに対する告発と順守すべきガイドラインを定めたヨーロッパ議会の決議、こどもと労働者の保護を提起したヨーロッパ評議会の決定を取り上げ、既にこの問題はヨーロッパ共通の課題になっていることを明らかにしている。その上で特に注目を引くのは、各国における公的な対応が詳細に紹介され、ドイツと他国との対応との相違を明らかにしている点である。

その一部を見てみると、フランスの場合は、セクトの基準とリストを作成し、この問題に関する首相直属の機関を設立していることが述べられている。⁽⁸⁾ベルギーの場合はセクトのリストを作成し、スペインの場合はセクトの言葉を使用していることが報告されている。他方、イギリスやオランダはドイツのような紛争が少ないこと、また、ドイツ以外の各国では「サイコグループ」の用語は一般的ではないなどの対応の相違が指摘されている。

他国の公的対応との比較に関してまとめれば、「報告書」は、アメリカがこの問題について政府が関与することに消極的であることを批判的に見る一方で、他方、フランスのように公的機関がセクトの基準とリストを作成するなど当該グループに敵対的な態度をドイツでは取れないことを示している。調査委員会は、そもそもセクトの言葉を使用しないという基本的姿勢であるが、この部分においてもその苦心がうかがえる。

② サイエントロジーの国際的関連

調査委員会の基本的姿勢は当該グループを一括してセクトとして敵視するものではないが、他方、例外的に厳し

い態度でのぞんでいるがサイエントロジーに対してである。そして、サイエントロジーがドイツ国内において脱会者および反対者が起こした訴訟で豊富な資金力と強力なスタッフで対抗していることを批判しているが、ここでは主として国際的関連の問題を取り上げる。

サイエントロジーはアメリカで発足した団体であり、現在では国際組織として活動している。サイエントロジーはドイツにおいての公的機関による厳しい対応に対抗して、国連およびアメリカの諸機関に訴える戦術をとっている。「報告書」では、これらのサイエントロジーの活動に対しても批判的に紹介している。まず、国連人権委員会へはドイツにおいて宗教的少数者への差別があることを訴えたが却下されたことをあげている。

次に、ニューヨークタイムズ、ワシントンポストというアメリカの主要紙に広告を掲載し、サイエントロジーへのドイツの公的機関の対応はナチス政権下のユダヤ人差別と同様であることを訴えている。また、このようにマスコミだけではなく、アメリカの公的機関へも働きかけており、それに対して各機関もサイエントロジーの主張に一定の理解を示していることに調査委員会は懸念を示しているのである。

たとえば、アメリカ国務省は人権に関する報告書においてドイツ政府を非難しており、連邦議会の下院においては一九九七年にドイツにおける差別に対する非難の決議案が上程され、結局は否決されているが、そのこと自体は世論を喚起することになったからである。そして、上院では委員会で聴聞会が開催され、ジョン・トラボルタのようなハリウッド・スターがサイエントロジー側から発言し、注目を集めているからである。

これに対して調査委員会は委員をアメリカに派遣して、委員会の任務はブラックリストの作成ではなく、紛争の明確化であることを説明して誤解を解くように努めたと報告されている。そして、委員の派遣に際してもサイエントロジーが偽の情報を流し、派遣委員団を取り囲んだことを非難しており、彼らに対しては根強い不信感が見ら

れる。

③ その他の問題

その他の問題として関心が持たれるのは、「精神的依存」「青少年の問題」「経済的問題」である。「精神的依存」の問題に関しては、調査委員会は当該グループの構成員が「洗脳」の言葉で表わされるような当該グループの一方的な操作におかれているとの見解をとっていない。個人の自発的な行為と他からの働きかけ、個人のパーソナリティと他からの何らかの操作、の両方の要因があることを認めているのである。

そして、そもそも宗教一般の本質的な面として精神的依存関係があり、精神的依存に関して当該グループのみを非難することは不適當であるとしている。ただ、当該グループが活動において用いる方法や技術（たとえば、睡眠や食事の制限等）中には潜在的危険性があることは認めている。しかし、その場合でも不当・非合法的方法と正当・合法的な方法とを区別する必要があるが、その区別が困難であると慎重な態度を示している。

また、「報告書」では入信から組織の活動に適応していく過程が綿密に検討されている。そして、本人の資質、社会的環境、当該グループからの働きかけ、場合によって危険とも思える操作もあることも認めている。とはいえ、調査委員会は、政府が当該グループのすべての活動に関与すべきではなく、極端な行為に対しては刑事手続きを取るにしても、それ以前にカウンセリング、仲裁等の方法で対処すべきであるとしているのである。

次に、「青少年の問題」とは、当該グループ内部の青少年の処遇の問題であり、この問題に関してもかなり詳細な検討が行われている。それによれば該当する青少年の数は十万から二十万人であると推定されている。「報告書」が問題としているのは、親の宗教教育の権利の名の下に一部のグループ内において青少年の肉体的、精神的侵害⁽⁹⁾

が生じていることである。

調査委員会は、この問題について親の宗教教育の権利、宗教の自由の保障も考慮せざるをえず、実際に青少年に被害が及んだ時に国家が関与すべきであるとしている。そして、この問題に関しては特に教育に力を入れること、関係者に対するカウンセリングを充実すること、そして、何よりも当該グループにおける青少年の実状を知ることが急務であることが確認されている。

また、「経済問題」も見逃せない重要な問題である。この経済問題とは、宗教活動と経済活動が不可分になっていることであり、当該グループの構成員が宗教的活動の名の下での低賃金、過度の労働時間の割り当て、失業保険と年金不適格とされる実態が指摘されている。具体例としてはサイレントロジーの問題に関する連邦労働裁判所の判決が取り上げられているが、このことについては次の項で紹介する。

(六) 法的問題

調査委員会は一方で基本法四条の宗教の自由、国家の宗教的中立性を尊重しながら、他方で当該グループによって生ずる基本権の侵害に対処しようとして、その調整に努力していることはこれまでもしばしば述べてきた。次にその調整の具体例として、「報告書」では多くの判例が取り上げられているが、問題は調査委員会のこれらの判例の読み方であり、以下では、主要な判例に関してどのような観点から取り上げたかを見てみる。

① 宗教の概念の問題

連邦憲法裁判所は、一九九一年二月五日、バハイ教の非営利社團への登記が争われた事件の判決において宗教の概念について触れている。⁽¹⁰⁾この問題は、区裁判所で登記が拒否されたことから始まる。連邦憲法裁判所は、登記の拒否を否定する一方で、宗教といえるためには宗教団体の自己理解だけでなく、宗教学等から得られる客観的基準、精神的內容、外観も判断材料であり、最終的に裁判所が決定するとしている。

ここで調査委員会が強調しているのは宗教の概念の問題である。この点に関して調査委員会が、政府は宗教的中立性を保つべきこと、宗教の自由をキリスト教的立場から解釈することを禁じていることは当然といえる。しかし、この判例において宗教の概念を宗教団体の自己理解に委ねるのではなく、客観的基準が必要であると、裁判所が決定するという点を調査委員会は当該グループへの一定の歯止になると評価していると推測できる。

② 公法上の宗教団体の適格性の問題

ボン基本法一四〇条に編入されたワイマール憲法一三七条は四項で民法上の宗教団体を定めるとともに五項で公法上の宗教団体を規定している。本件は公法上の団体の認可を求めたエホバの証人の訴えをめぐる事件である。最終的に連邦行政裁判所は一九九七年六月二十六日の判決でエホバの証人の訴えを否定した。⁽¹¹⁾その理由として、エホバの証人が兵役と選挙への参加も拒否しており、国家に協力的でなかったことをあげている。

公法上の宗教団体の認可は州の権限である。公法上の団体は所属信者から教会税を徴収(税務当局が代行)し、公立学校の宗教教育の担当もできる。エホバの証人の申請をベルリン当局は拒否し、ベルリン行政裁判所、ベルリン高等行政裁判所は逆にエホバの主張を認めたが、結局、連邦行政裁判所は下級審の判断を覆した。憲法は認可の基準として規則(定款)、所属員の数、存続期間の三つをあげているが、連邦行政裁判所の判決でいう国家に協力

的という点には憲法には明示されていない。

結局、調査委員会は、連邦行政裁判所の判決における「不文の基準」を評価しているのである。この「不文の基準」については各裁判所の中にも判断が分かれており、学説においても同様である。しかし、「報告書」で国家に協力的という不文の基準を肯定的に評価することによって当該グループの公法上の宗教団体の認可の問題に枠を嵌める立場を示したものといえる。

③ 民法上の非営利社団の法人格取り消しの問題

ドイツ民法は二十一条で、営利事業を目的としない社団は区裁判所への登記によって非営利法人としての権利能力を獲得することができる⁽¹²⁾と定めるとともに、四十三条では非営利社団が営利活動をした場合には法人格を取り消されることを示し、四十四条でその権限と手続きを明示している。

サイエントロジは州によつては区裁判所で登記を拒否されたり、既に取得された法人格を取り消されている。本件は、この後者の問題に關してであり、連邦行政裁判所は一九九七年十一月六日の判決でサイエントロジの活動が非営利事業目的を掲げたと⁽¹²⁾しても実際には非会員に対して料金を徴収し、物品、サービスを提供するなどの営利活動していたとの理由で非営利社団としての法人格の取り消しを認めている。

更に、これに関連して「報告書」では、連邦労働裁判所がサイエントロジに關して雇用関係をめぐつて争われた事件において、サイエントロジは宗教団体ではないと認めた一九九五年三月二十二日の判決もあげている。⁽¹³⁾本件では会員としての活動が宗教活動であるか、一般の雇用関係であるかが争点となったが、連邦労働裁判所は、宗教目的が掲げられていても活動内容は実質的には営利活動であると認定している。

非営利社团は、税法上の優遇措置があり、社会的な信用もある。調査委員会はこれらの判例を紹介し、非営利性を強調することによって当該グループへの牽制を示唆したといえるが、特にサイエントロジーは宗教団体ではないと判示した連邦労働裁判所の判例の紹介はその厳しい態度をうかがわせる。

④ 世界観団体の禁止の問題

②、③は法人格の問題であるが、この問題は基本法九条二項の憲法的秩序に反する団体の禁止に関わることからである。すなわち、法人格どころか団体そのものの禁止規制であり、基本法の下では政党禁止と並ぶ「闘う民主主義」の法制の一部をなす厳しいものである。連邦行政裁判所は一九七一年三月二十三日の「ルーデンドルフ事件」判決において、過激な反ユダヤ主義を掲げた世界観団体に対して九条二項の適用を認め⁽¹⁴⁾た。

ボン基本法四条一項は宗教団体と世界観団体の活動を同様に保障しており、世界観団体の規制の問題は宗教団体の問題でもあり、団体の禁止は極めて厳しい措置である。しかし、実際には、「ルーデンドルフ事件」(事件そのものは一九六一年、各州内務省が当該団体の禁止措置をとったことから始まる)以降、一九六四年には結社法が制定され、基本法九条二項は宗教団体、世界観団体には適用されないことになった。

「報告書」では、ルーデンドルフ事件に関する判例を取り上げながら、再び、世界観団体、宗教団体に対する規制を議論しているのである。すなわち、先の結社法を改正して改めて基本法九条二項の適用可能性を検討すべきであるとしている。このような態度もまた調査委員会の厳しい姿勢を物語るものである。

⑤ 連邦政府によるパンフレット配布の問題

本件は、連邦政府が一九七九年、当時「青年セクト」と呼ばれたグループに関するパンフレットを発行したことに対して対象とされたグループがそのような呼称は名誉を棄損し、宗教の自由を侵害すると訴えた事件である。連邦憲法裁判所は、一九八九年八月十五日の判決でグループによる基本権侵害の事実がある以上、パンフレットを發行し警告を発するのは基本法二条に基づく政府による市民の保護義務の範囲内であり、宗教の自由を侵害しないと判示している。⁽¹⁵⁾

調査委員会は確かに、一方では、いわゆるセクトとされたグループの宗教の自由を尊重すべきことを確認しながらも、他方では憲法の範囲内で市民に意見、警告を発することができ、また、それは政府の義務であることを強調する。そして、「報告書」では同じ問題が提起された事件に関するヨーロッパ人権委員会の決定においても連邦憲法裁判所の判決と同様な判断が下されたことを取り上げている。

⑥ 連邦政府の民間団体への資金援助の問題

本件は、反セクト的な民間団体への連邦政府の資金援助に対してセクトとされたグループが宗教の自由を侵害すると争われた事件である。一九九二年三月二十七日、連邦行政裁判所は、政府の資金援助は民間団体の(反セクト的な)宗教的立場と結びつくことになり、国家の宗教的中立性を損ない、グループの宗教の自由を侵害すると判示した。また、そのような資金援助は予算だけではなく法律上の根拠を必要とすると述べている。⁽¹⁶⁾

判決後、資金援助は中止され、連邦政府の資金援助を根拠づける新たな立法化が意図されたが憲法上、疑念があるとの理由で断念されている。調査委員会は先の⑤の判例に対しては好意的な評価を示す一方で、この判例に対しては批判的な反応を示している。たとえば、「報告書」では、資金援助は単なる情報収集目的であれば許されると

か、基本法二条の国家の市民保護義務のために許されるなどの意見を掲載し判決を批判しているからである。

⑦ その他の法的問題

「報告書」では、その他にも法的問題として資格外の医療類似活動による健康への危険性の問題、親の宗教教育権と子どもの保護の問題、商品とサービスの不当価格の問題、宗教活動と雇用活動の関係の問題、更には法人、団体の刑事責任の問題が取り上げられている。最後の問題については、現行刑法では法人、団体の刑事責任は問えず、あくまでも個人の責任とされるが、⁽¹⁷⁾調査委員会はこれではグループに対する規制が不十分であるとして法人、団体の刑事責任を問えないか再検討すべきであるとしている。

(七) 意見と勧告

調査委員会は以上の議論の結果、当該グループに対する公的機関の対応についての意見および勧告をまとめていく。ここで集約された意見および勧告は、これまでの議論の内容を踏まえての結論であるので以上の記述と重複する面もあるが、改めて確認する意味で主要な部分を整理して箇条書きの形で紹介する。

* 調査委員会の任務は危険性と紛争を分析し、明確化することであり、情報を提供することである。したがって、特定のグループのリストを作成することではない。

* 当該グループは社会においては少数であるが、人数の問題というよりは紛争を潜在させていることが問題である。

* 当該グループへの参加はグループの操作によるなどの一方的勧誘ではなく本人の意思もある。本人がグループ

の参加の中に人生の意味を見出すこともある。キーワードは適応(Adjusting)である。したがって、洗脳の言葉は使わない。

* 当該グループの中には過去に紛争を起こしたが、現在は活動を外部に開くことによって紛争の可能性が低くなった例もあり、この発展に期待する。

* ライフスタイルを規定し、ある種の権威を強調する点では当該グループも伝統的な宗教団体と変えることはない。ただ、前者の場合は外部と内部世界との緊張が高く、しかも、社会に対する否定的見解、孤立的な活動などが紛争を惹起することが多い。

* 当該グループの出現の現象は社会の変化によるものであり、伝統的な社会、教会、労働組合、政党への挑戦である。

* 当該グループすべてが政府や社会にとって脅威とはいえないが、一部には政府の関与を必要とするものがある。それは、サイコマケットやライフカウンセリングマーケットである。また、それらの場合は営利企業と区別が困難な例がある。

* サイエントロジーは特別なカテゴリーに属し、宗教団体ではない。今後も連邦憲法擁護庁の監視の下に置く。

* 政府は宗教的中立性を維持しなければならず、基本権、権利の侵害が生じた場合に関与する。政府は危険の可能性について市民に情報を提供する資格がある。

* 基本法四条(宗教の自由・国家の宗教的中立性)、基本法一四〇条に編入されたワイマール憲法一三七条(公法上の宗教団体)は改正の必要ない。

* 民間団体に資金援助はできないとする政府見解に対しては、改めて資金援助を根拠づける法的措置をとること

を求めらる。

* 公法上の財団を設立し、連邦政府と州政府が財政支援を行う。ここから民間情報団体だけでなく、民間のカウンセリングセンターへの資金援助をする。加えて、公法上の財団は情報の収集と提供、教育プログラムの作成、研究等、総合的な機関をめざす。

* サイコグループに関連して、消費者保護、非医療活動の規制、詐欺の問題、統一的なライセンスについての法的措置を考える。

* 連邦行政庁はこの問題の所轄の官庁であるが、今後は当該グループに関する情報や文書センターとしても活動すべきである。そして、情報を連邦政府、州政府、先の公法上の団体、民間の団体に提供する。

* 現行刑法では法人、団体の刑事責任を問うことは不可能である。今後のこの点に関する法的措置を再検討する。

* 親子関係、こどもの宗教教育に関する法的措置を検討する。こどもの心身を傷つけるような行為を禁止するなどの規定を民法の改正によって入れることを検討する。

* ヨーロッパにおいては政府間、あるいは所轄の省庁間での情報交換等の国際協力の必要性がある。特にヨーロッパ連合においてはこの問題に関して共通のアプローチをとる。

* 学校においてこの問題に対する教育を行うとともに、大学等の研究機関でも研究を促進し、そのための資金援助を行う。

なお、「報告書」では少数意見が付されている。社会民主党は、公法上の宗教団体について「報告書」が基本法の改正は必要はないとしていることに反対している。エホバの証人の申請に対して連邦行政裁判所はワイマール憲

かと懸念される面も否定できない。

そして他国との比較においては、公的機関がセクトの基準を定め、リストを作成し、厳しい法的規制を強化しようとするフランスなどと比較するとドイツの対応は比較的寛容である。もちろん、調査委員会の判例の読み方を見てもその解釈は法的規制に肯定的であることも確かである。また、意見と勧告にもあるように様々な法的措置も検討されているのであって当該グループに対して何ら措置をとらないわけではない。

ただ、「報告書」の特色は情報、教育、カウンセリング、仲裁の充実という、いわば非権力的措置を強調している点にある。しかし、公的機関の対応よりは民間団体の対応が主となっているアメリカの場合と比較すると、ドイツは基本法二条の国家の市民の保護義務にもとづいて公的機関の活動が積極的に認められるなど、⁽¹⁸⁾ 各国の対応の相違は非常に興味深い。

ところで、これまでドイツにおける国家と宗教との関係は、伝統的なユダヤ・キリスト教会と国家との協力関係が特徴であった。それはまた、社会の日常生活におけるユダヤ・キリスト教の影響力の強さと相応するものであるが、キリスト教の影響力の低下とともに新たな宗教運動の進出、そして、イスラム教徒が大半を占める外国人労働者等の存在があり、ドイツ社会においては宗教的多元主義を無視できなくなっている。

そして、これまでの国家とユダヤ・キリスト教会との協力関係も不動のものとはいえない。既に、国籍法の改正によって定住の外国人労働者がドイツ国籍を取得する道が開かれ、ドイツ国民となったイスラム教徒に対してこれまでのユダヤ・キリスト教と国家との協力関係を押し付けることは困難である。今後、公立学校における宗教教育を含めてイスラム教の問題は今後のドイツにおける国家と宗教関係の試金石となるはずである。

当該グループの問題も、このようなドイツ社会における宗教事情、国家と宗教の関係の変化の中で見ておく必要

がある。たとえば、「報告書」が提出される以前の一九九五年⁽¹⁹⁾判決では、伝統的な国家とキリスト教会との協力関係が、一部見られたことも看過できないのである。

ただ、この判決はドイツ社会から厳しい批判を浴び、改めて「報告書」は連邦憲法裁判所、連邦行政裁判所の判例を参照しない。もし、調査委員会がこの判決が世論に不人気であったには不適当な判例であると考えたとしたら、それは「報告書」

そして、「報告書」の中で取り上げられていたエホバの証人⁽²⁰⁾の憲法裁判所において争われ、二千年十二月十九日の判決で⁽²⁰⁾け、差し戻されている。「教室十字架事件」においても、連邦⁽²⁰⁾このことも含めて両者の見解の相違が明確になっている。

いずれにせよ、「報告書」の結論はともかく、いわゆるセクト、実の被害の救済の両方を見据え、そして、安易に世論に流され、問題解決に真摯に取り組むドイツ連邦議会の調査委員会の議論できるのではないかと考えるのである。

- (1) Endbericht der Enquete-Kommission, „Sogenannte Sekte und F
- (2) 連邦議会調査委員会の報告書の内容を紹介するものとして、山口広

法一三七条にはない国家への協力という要件、「不文の基準」を提示したが、社会民主党はこれを憲法に明示するための改正が必要であるかの検討を求めたのである。

また、緑の党はもともと社会的少数派の運動として出発し、環境保護、フェミニズムの問題に積極的に取り組んできたが、この問題においても寛容な態度が見られた。すなわち、新たな法的措置は不必要であり、現行法で十分であるとした。更に、社会的紛争は法律によって解決できるものではないとの態度を示し、基本的には政府はこの問題に関する情報を市民に提示し、市民の自主的な判断に委ねるべきであるとしたのである。

調査委員会の活動は連邦議会の第十三立法期におけるものであつて、「報告書」にもられた意見や勧告は一九九八年から始まる第十四立法期の連邦議会の審議に委ねられることになった。しかし、この立法期の変化は同時に政権交代をとまなつており、キリスト教民主同盟・自由民主党の連立政権から社会民主党・緑の党／九十年連合の連立政権に変わっている。そして、本報告の時点では意見・勧告がどのように実施されたかは明確ではない。

総括

ドイツ連邦議会のいわゆるセクト・サイコグループに関する調査委員会は、二年の期間にわたる議論をもとに「報告書」をまとめた。その内容は以上の議論を見ても公平かつ丁寧な検討が行われており、学術文献を思わせるような専門的なものであり、他国の公的機関の対応(報告書)には類をみないほど充実している。

結論として、公的機関の対応としてはセクトの言葉を使用せず、リストの作成も行わず、当該グループが社会の中に定着していくことが望ましいなどと宗教的少数派に配慮している点は評価される。ただ、例外的にサイエントロジー、エホバの証人に対しては厳しい対応を示しており、特定のグループに対する宗教的信念の審査ではない

- (3) 宗教と世界観の相違については、Alexander Hollerbach, Grundlagen des Staatskirchenrechts, in: Handbuch des Staatsrecht, Bd. V, 1989, S. 55-56; また、判例では、世界観とは人間生活の目標や世界全体に対する確信であり、人格と結びついた現世的なものであるのに対して、宗教とは人間を超えた超越的なものであるとの区別をしている。これらのことに関しては注(13)の判例参照。ドイツでは、世界観団体として、フリーメイソン、人智学などのグループがあげられている。
- (4) vgl. Theodor Maunz, Deutsches Staatsrecht, 1994, S. 229-230.
- (5) ドイツにおける「青年宗教」に関しては、井上典之「ドイツの Jugendreligion をめぐる憲法問題」、宗教法十四号百五頁以下。
- (6) サイエントロジーの教義については、宗教社会学者のウィルソンは当初は擬似科学的志向を持った治療の組織として出発し、次第に宗教的性格を有することとなったことを指摘する。そして、治療には科学機器を用い、しかも費用のかかることを認めている。フライアン・ウィルソン(池田昭訳)「宗教セクト」一五四-一五七頁、恒星社厚生閣(一九九一)。
- (7) 同じドイツ語圏のオーストリアでは、連邦環境・青少年・家族省が「セクト・知識は身を守る」(SEKTEN. Wissen schützt)と題するパンフレットを配布し、市民にいわゆるセクトに関する情報を提供している。
- (8) フランスにおけるセクトへの対応に関しては、大石真「フランス法とセクト問題」、宗教法十四号八二頁以下。また、小泉洋一「フランスのセクト・対策」、中外日報、平成十三年二月六日号はこの点に詳しい。更に、同「セクトとフランス公法」(第三十九回宗教学会報告)。
- (9) 基本法七条二項は、教育権者は子どもを宗教教育に参加させることについて決定する権利を有する、と日本国憲法と異なっており、親の宗教教育の権利が明示されている。
- (10) BVerfGE 83, 341. 本判例を紹介したものととして、栗城壽夫「宗教的結社と社団自治」、ドイツ憲法判例研究会編「ドイツの最新憲法判例」百四頁以下、信山社(一九九九)
- (11) Neue Juristische Wochenschrift(NJW), 1997, S. 2396.
- (12) NJW, 1998, S. 1166.
- (13) NJW, 1996, S. 143.
- (14) NJW, 1971, S. 1377. BVerfGE 37, 344.

- (15) NJW.1989.S.3269.
- (16) NJW.1992.S.2496.
- (17) ドイツにおける法人の刑事責任については、池田秀彦「ドイツにおける法人処罰の史的展開に関する一素描」『現代企業法の諸問題』所収、成文堂(一九九六)参照。
- (18) このようなフランス、イギリス、アメリカ、日本におけるセクトへの対応の相違を端的に紹介するものとして朝日新聞、平成十二年五月二十四日朝刊。
- (19) ドイツの国家と宗教関係における「教室十字架事件」判決の意味については拙稿「ドイツ連邦憲法裁判所の「十字架判決」をめぐって」、宗教法十八号二四五頁以下。
- (20) 連邦憲法裁判所の判決では、ボン基本法は公法上の宗教団体の認可の条件として国家への忠誠を要求していないとする。